

新たな裁判手続について

2020/10/12

ヤフー株式会社 政策企画部

目次

- ① 現状のプロバイダ責任制限法におけるヤフーの対応状況
（開示件数のトレンドや現行制度の課題など）
- ② 「新たな裁判手続」についての意見

根拠規定と被害者の取りうる方法

法律上の規定

【憲法第13条】

情報の流通により自己の名誉権やプライバシー権等が侵害された者は、**当該情報の差止めを請求**することができる。

【プロ責法4条1項】

インターネット上の情報の流通（投稿等）によって、自己の名誉権やプライバシー権等が侵害された者は、**当該情報を流通させた人（発信者）を特定して損害賠償請求等を行うために、発信者情報の開示を請求**することができる

被害者が取りうる方法

1

投稿等の削除

- サービスプロバイダに投稿削除の要請をする。
- 請求方法は、①裁判外の請求、②裁判上の請求（仮処分・本案訴訟）がある

現状の課題

2

発信者情報開示

- **二段階の発信者情報開示請求を経る必要あり**
 - ・ 発信者特定のため、サービスプロバイダにIPアドレスとタイムスタンプの開示を請求し
 - ・ その情報を元に、特定した接続プロバイダに氏名・住所等の開示請求を行う
- 請求方法は、①裁判外の請求、②裁判上の請求（仮処分・本案訴訟）がある

発信者開示請求における法律上の課題と解決策

現状の課題

- 1 ■ 二段階の発信者情報開示請求は時間がかかるため、**接続プロバイダへの請求時点でログが消去**されており発信者を特定できないことがある
- 2 ■ 二段階の発信者情報開示請求は、請求者にとって、時間的にも訴訟手続的にも**コストが大きい**
- 3 ■ 開示請求の要件である「権利侵害の明白性」について、発信者でないプロバイダが、裁判外の請求において判断することは困難。結果、**結局は裁判上の請求に発展せざるを得ない**

解決策

- サービスプロバイダに**請求があった時点で、サービスプロバイダが接続プロバイダにIPアドレスとタイムスタンプを開示し、ログの保存**を行ってもらえばよい。
- サービスプロバイダから**請求者に対して接続先プロバイダ名を開示し、一回の手続で両プロバイダに請求できる**ようにするのがよい。
- 裁判手続きとは別に**民間相談機関（第三者機関も要検討）を設置**し、同要件を満たすか判断してもらうのがよい。削除や発信者情報の開示を行った場合、プロバイダは免責されるとする等プロバイダが従いやすい仕組みも検討が必要。

任意開示促進の議論へ

削除及び開示の対応件数

P5

※構成員限り

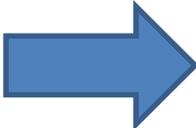
新たな裁判手続きに期待すること

サービスプロバイダの実感としては、

- 申し立てられる仮処分のうち、却下され、または裁判官の心証開示により取り下げられるケースは少なくない。

プロバイダ関与の意義

- 相手方として関与し、投稿者への意見を聞きつつ、証拠の不足や法律上疑義がある点について指摘をすること等によって、申告者からの濫訴的訴訟があった際に、不当な開示を防止する機能を果たしている。
- 拙速な判断がなされることによる開示増加への抑止力

 これらの役割をすべて裁判所や申立者に寄せるのではなく、
制度設計による当該役割の担保を、是非ご検討いただきたい

専門委員
鑑定委員

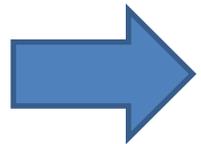
CP・APの関与

知見のある団体の
関与

新たな裁判手続きに期待すること

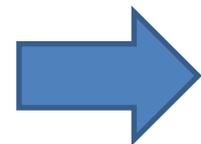
■ 削除と開示手続きの一本化

パトロールなどにより削除済みの場合を除き、削除と開示が同時に申し立てられるケースが多い。



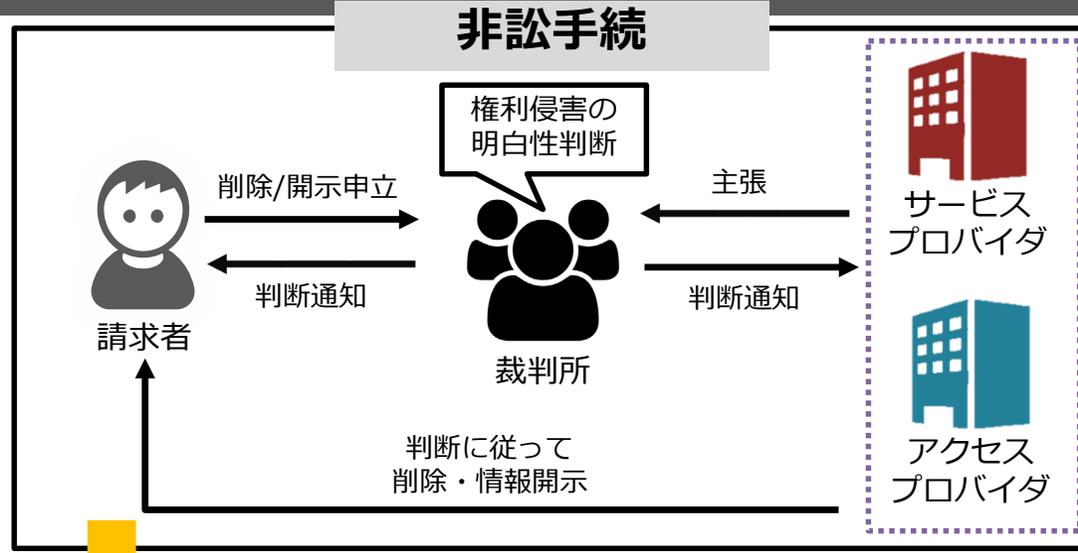
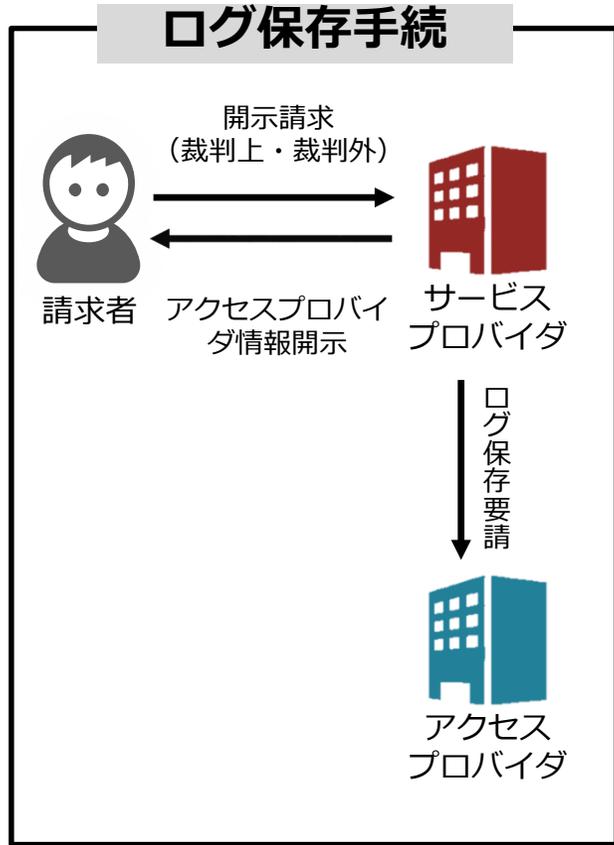
申立者のコストを減少させる観点から、両者の手続きは一本化されるのが好ましいのではないか。

仮に両手続きが分かれるとしても、同じ内容を重ねて争うことのないよう配慮すべきではないか

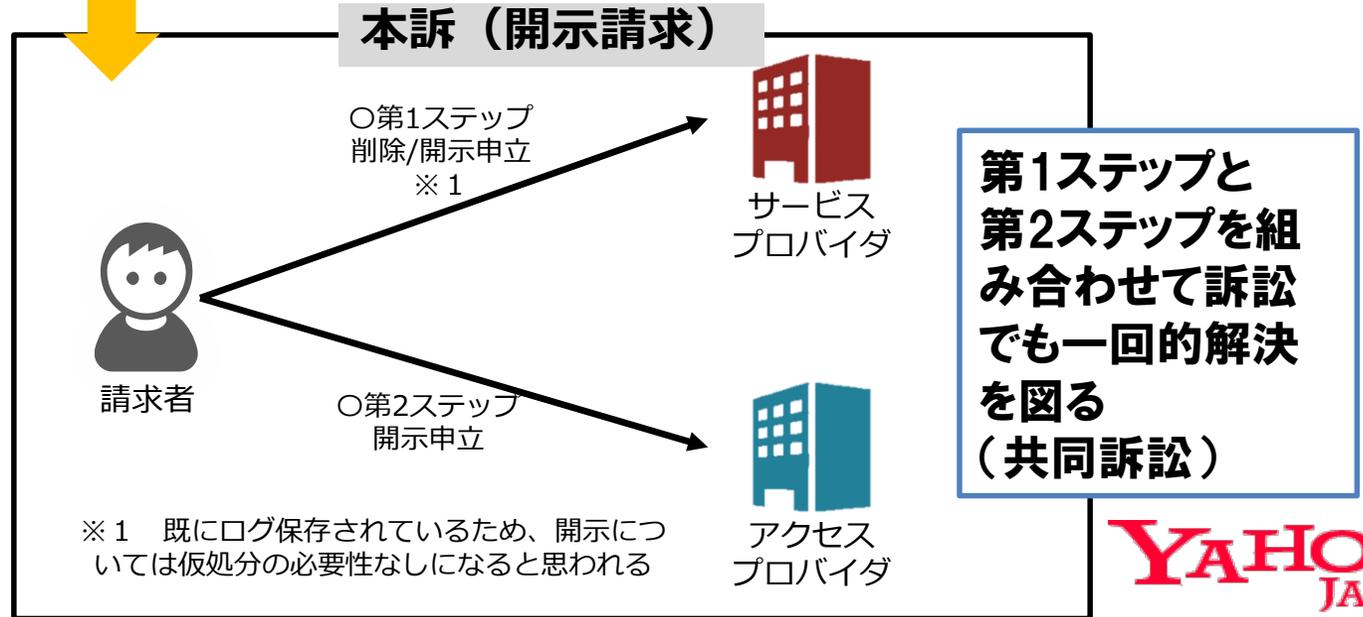


非訟手続の中で削除手続についても組み込めるようにすることで、一回的解決を図る仕組みを準備することが、被害者救済の観点からは望ましいのではないか。

新しい開示手続のあり方について（IPアドレス経由）



申告者・プロバイダが不服ある場合



※1 既にログ保存されているため、開示については仮処分の必要性なしになると思われる

- ログインIPについて

- 新しい訴訟手続き関連
 - アクセスプロバイダの特定について
 - 実体法上の開示請求権の必要性

EOP